

議案第 21 号

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月7日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険条例（平成18年四万十町条例第87号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」を「行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「四万十町国民健康保険運営協議会」に改める。

第1章の章名中「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改める。

第1条の見出し中「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改め、同条中「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に、「定が」を「定めが」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 四万十町国民健康保険運営協議会

第2条を次のように改める。

（協議会の名称及び委員の定数）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により設置する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称を四万十町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）と定める。

2 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。

- （1） 被保険者を代表する委員 3人
- （2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- （3） 公益を代表する委員 3人

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。